

令和5年度社会福祉施設等施設整備方針

令和4年8月

秋 田 県 健 康 福 祉 部	福祉政策課
	地域・家庭福祉課
	長寿社会課
	障害福祉課
秋田県あきた未来創造部	次世代・女性活躍支援課
秋 田 県 教 育 庁	幼保推進課

目 次

1	共通事項	1	～	2
2	施設種類別の整備方針及び審査基準等			
A	介護関連施設	3	～	6
B	障害福祉関連施設	7	～	11
C	児童福祉関連施設	12	～	14
D	生活保護施設	15	～	16

令和5年度社会福祉施設等施設整備方針

1 共通事項

(1) 施設整備の基本方針

次の事項を基本に整備を進めることとするが、令和5年度においては、施設整備の事業内容を十分吟味して、必要性が高く適正な規模の施設整備計画を優先することとする。

- 1) 秋田県介護保険事業支援計画及び秋田県老人福祉計画に基づく介護関連施設の基盤整備
- 2) 秋田県障害福祉計画及び秋田県障害児福祉計画並びに各市町村障害福祉計画及び各市町村障害児福祉計画と整合性が図られることを前提とした障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法関連施設等の整備
- 3) 「次世代育成支援行動計画」に基づく児童福祉施設等の整備
- 4) 「子ども・子育て支援事業計画」に基づく児童福祉施設等の整備
- 5) 施設入所者等の安全性を確保する観点から、老朽施設の改築、大規模修繕及び地すべり防止箇所等危険区域に所在する施設の移転改築整備

(2) 整備施設の選定等

1) 選定方法

施設整備の選定は、次の基本審査基準及び「2 施設種類別の整備方針及び審査基準等」（以下「審査基準等」という。）に基づき、書類審査、ヒアリング及び必要に応じて現地調査を行った後、「秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会」（以下「審査会」という。）の審査を経て決定する。

なお、書類審査等により、審査基準等に合致しないことが判明した場合は、整備の対象としないことができるものとする。

また、設計図面・資金計画等の変更により、大幅に整備計画が変更されたと認められる場合は整備対象から除外する。

○基本審査基準

① 施設整備に関する必要性

施設整備に関する必要性を総合的に調査、把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。

② 施設整備に関する具体性

整備年度中に、速やかに事業を行えるよう建設用地の確保が確実であり、施設整備の目的、資金計画等が具体的かつ適当であること。また、建設用地

について農振法、農地法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林・砂防法等の各種開発規制等がある場合には、確実に除外・許認可等が見込まれていること。

③ 事業主体の適格性

事業主体となる社会福祉法人等は、役員構成（社会福祉知識・経験者等）、資金計画（借入金の償還能力等）等が適正であり、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

④ 関係市町村の協力

整備予定地となる市町村の協力が得られ、かつ必要性が高いと市町村が認め、市町村から選定された施設整備であること。また、隣接市町村の意見を聴取するなど、関係市町村との調整が十分に行われていること。

⑤ 民間補助金との調整

協議施設が県補助金の活用を予定する場合、民間補助金の申請と重複しないこと。

2) 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う補助協議について、(独)福祉医療機構から融資を受ける場合については、法人審査が(独)福祉医療機構が行う融資審査と並行して行われるものであること。

3) 施設の構造基準

施設の構造基準については、関係法令及び各施設毎に定められている設備及び運営に関する基準に適合し、かつ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「バリアフリー条例（秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例）」の基準を遵守して入所者等の利用に十分に配慮するとともに、自力避難が困難な者が多数入所する施設では火災に対する入居者の安全性を確保すること。

また、秋田県木材利用促進条例、あきた県産材利用推進方針及び県産材利用に係る各市町村方針に基づき、県産材の利用を積極的に行うなど施設の木造化（内装等含む。）を図り、利用者に安らぎを与える生活環境づくりを心がけること。

2 施設種類別の整備方針及び審査基準等

各施設種類別の整備方針及び審査基準等は、「1 共通事項」を踏まえ、それぞれ次に示すとおりとする。

なお、審査会の開催日以後（12月上旬頃開催予定）の整備計画内容の変更は、原則として認められないものとする。

A 介護関連施設

1 整備審査対象施設及び審査対象となる整備区分

整備審査対象施設及び審査対象となる整備区分は、以下のとおりとする。

（1）整備審査対象施設

- ① 特別養護老人ホーム（定員30人以上）
- ② 養護老人ホーム
- ③ ケアハウス（定員30人以上）
- ④ 介護老人保健施設（定員30人以上）
- ⑤ 介護医療院

（2）審査対象となる整備区分

- ① 創設
- ② 定員の増加を伴う増築
- ③ 改築
- ④ 転換

ただし、療養病床（医療・介護）の再編に係る介護老人保健施設等への転換のための整備は、対象外とする。

なお、特別養護老人ホーム（定員30人以上）介護老人保健施設、介護医療院については、ユニット型（個室）の整備を基本としながら、低所得者の負担軽減等に鑑み、従来型（多床室）の整備を認めることとする。

2 基本要件

整備計画を策定するに当たっては、以下の要件を満たすこと。

（1）介護保険事業支援計画における各圏域の必要入所定員総数及び特定施設の必要利用定員総数を超えないこと。

（2）当該整備が建設予定地の介護保険者（市町村及び一部事務組合）の介護保険事業計画及び老人福祉計画に盛り込まれており、介護保険財政及び介護保険料が算

定され、同意を得ていること。

- (3) 同一市町村において複数の整備計画がある場合は、市町村において事前に内容を審査し、優先順位等の意見が付されていること。
- (4) 介護保険者が一部事務組合の場合で構成市町村管内に複数の整備計画がある場合は、当該保険者において事前に内容を審査し、構成市町村間の意見調整を行った上で、優先順位等の意見書が付されていること。
- (5) 原則として単年度の整備計画であること。
- (6) 建設予定地については、以下のとおりとすること。
 - ① 事業主体の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は地方公共団体からの無償譲渡（貸与）予定であること。
 - ② 原則として抵当権等の所有権を制限する権利が設定されていないこと。
 - ③ 地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、廉価であり、かつ、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記できることが確実に見込まれること。
 - ④ 地域住民への説明会等が行われ、住民の理解の下、当該施設の建設が円滑に進められることが見込まれること。
- (7) 施設の立地については、原則として次の地区等でないこと。
 - ① 住宅地から著しく離れている場所及び山間地
 - ② 自然災害のおそれのある区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり、雪崩等）
- (8) 施設開設後は適正かつ安定的な運営が見込まれること。

既存の社会福祉法人においては、過去3カ年の国・県・市等による監査結果が良好であり、指導及び指摘事項に対して誠実に対応していること。
- (9) 特別養護老人ホームにおいては、開設後に「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づく入所基準等を策定し運用すること。
- (10) 「秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」等の関係条例等に規定する基準を満たすものであること。

3 選定要件

選定に当たっては基本要件に適合していることと併せて、次の要件も審査する。

(1) 建設予定地域の需要及び実態の把握

単なる施設入所申込者数の把握にとどまらず、入所申込者の実態調査を行い真に入所が必要な入所希望者数を把握する等、地域の需要及び的確に把握した実情

に基づく具体的な整備計画であること。

なお、選定に当たっては、全県の地域バランスを考慮し、整備率の低い地域を優先する。

＜参考指標＞建設予定地介護保険者における緊急度の把握

- ・建設予定地介護保険者の管内介護保険関連施設の整備状況
- ・将来予測に基づく施設整備率

$$\frac{\text{建設予定地介護保険者管内の施設定員数（令和４年度末予定）}}{\text{現在（令和３年10月1日）・15年後・30年後の管内の75歳以上人口}}$$

- ・建設予定地介護保険者の施設整備数に対する入居希望する重度介護者の比率
$$\frac{\text{要介護度４及び５の入居希望者数（令和４年４月１日）}}{\text{施設定員数（令和４年度末予定）}}$$

（２）資金計画の的確性

- ① 建設自己資金（補助金、借入金を除く。）が十分確保されていること。
- ② 新たに社会福祉法人を設立する場合、運用財産に施設開設後の運転資金（年間事業費の１２分の２以上）が確保されていること。
- ③ 移行時積立金が積極的に活用されていること。（既設社会福祉法人のみ）
- ④ 金融機関からの融資を予定している場合、確約が得られていること。
- ⑤ （独）福祉医療機構からの融資を予定している場合、事前相談を行い同機構の融資基準を踏まえた借入額を算定していること。
- ⑥ 収支予測及び償還計画が適正であること。
- ⑦ ユニット型特養のホテルコスト及びケアハウスの居住費が、法令等に基づき適正に算定されていること。

（３）事業主体の適格性

- ① 新たに社会福祉法人を設立する場合、代表者及び役員予定者が社会福祉事業等の趣旨を理解していること。
- ② 施設長（予定者）が確保されていること。
- ③ 協力病院が確保（予定）されていること。
- ④ ユニット型施設の整備においては、ユニットケアに配慮した設計及び事業計画が作成されていること。
- ⑤ 地域に開かれた施設運営が盛り込まれていること。

（４）立地について

交通網や地域住民との交流等、利便性の高い地域であること。

（５）その他

- ① 県が示した整備方針を踏まえた整備計画とするとともに県と各市町村が連携

して計画を進めていくこと。

- ② 採択に当たっては優先順位を付すこととし、整備計画によって採択とならない場合がある。
- ③ 秋田県介護サービス事業所認証評価制度により認証を受けた事業主体は優先して採択する。
- ④ 利用者の安全性を確保する観点から、耐震化等が必要な施設等（昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築確認を受けた建物）の整備（耐震化のための改築等）や危険区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等）からの移転整備を優先して採択する。
- ⑤ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うものを優先して採択する。
- ⑥ 福祉避難所に指定されている施設を優先して採択する。

B 障害福祉関連施設

障害福祉関連施設の整備にあたっては、秋田県障害福祉計画及び秋田県障害児福祉計画並びに各市町村障害福祉計画及び各市町村障害児福祉計画と整合性が図られることを前提とし、次の事項と関係市町村等の意見を踏まえ、真に緊急性・必要性の高い施設について整備していくこととする。

1 対象施設及び整備区分

(1) 整備対象施設は、次の①～⑭の施設とする。

① 障害福祉サービス事業所 (②～⑦に掲げる事業を除く。)

- ア 療養介護
- イ 生活介護
- ウ 自立訓練 (宿泊型自立訓練を含む。)
- エ 就労移行支援
- オ 就労継続支援

② 障害者支援施設

③ 居宅介護事業所

- ア 居宅介護
- イ 重度訪問介護
- ウ 同行援護
- エ 行動援護

④ 短期入所事業所

⑤ 就労定着支援事業所

⑥ 自立生活援助事業所

⑦ 共同生活援助事業所

⑧ 相談支援事業所 (⑫に掲げる事業を除く。)

⑨ 障害児関係施設

- ア 障害児入所施設
- イ 児童発達支援センター
- ウ 児童発達支援事業所
- エ 放課後等デイサービス事業所

⑩ 居宅訪問型児童発達支援事業所

⑪ 保育所等訪問支援事業所

⑫ 障害児相談支援事業所

⑬ 福祉ホーム

⑭ その他身体障害者関係施設

- ア 補装具製作施設
- イ 盲導犬訓練施設
- ウ 点字図書館
- エ 聴覚障害者情報提供施設

(2) 整備区分

対象施設	整備区分
障害福祉サービス事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、避難スペース整備
障害者支援施設	創設、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、避難スペース整備
居宅介護事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等
短期入所事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等（スプリンクラー設備等整備を含む）、避難スペース整備
就労定着支援事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備
自立生活援助事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備
共同生活援助事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等（スプリンクラー設備等整備を含む）、避難スペース整備
相談支援事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等
障害児関係施設	創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、避難スペース整備
居宅訪問型児童発達支援事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等
保育所等訪問支援事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備
障害児相談支援事業所	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備
福祉ホーム	大規模修繕等（防犯対策の強化に係る整備に限る）、スプリンクラー設備等整備
その他身体障害者関係施設	創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備

2 基本要件

基本計画を策定するにあたっては、以下の要件を満たすこと。

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の要件を満たすこと。なお、詳細は別添の国庫補助金交付要綱及び関係通知を参照すること。
- (2) 原則として単年度の整備計画であること。
- (3) 障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実に事業が実施できるものであること。
- (4) 障害者支援施設の創設（定員減となる整備を除く。）は、原則として対象とし

ない。改築については老朽及び危険地域の指定地域からの移転等、大規模修繕については防犯対策の強化やアスベスト除去、居室の環境改善など、緊急性・必要性が高く、真にやむを得ない理由があると判断されるものを対象とする。

- (5) 共同生活援助にあつては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域であり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外にあること。

創設については、1 共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること。

- (6) 整備計画の策定に当たり、事業者が当該障害保健福祉圏域における障害者等の具体的なニーズ調査を行い、実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

- (7) 設置市町村及び周辺市町村と合意形成されていること。また、各市町村の意見書においては、事業者が行ったニーズ調査等を踏まえて当該整備計画が妥当である旨の記述があること。

- (8) 建設予定地は、将来にわたって利用できる土地であること。(権利、土地利用規制等)

- (9) 施設の立地については、原則として次の地区等でないこと。

- ① 住宅地から著しく離れている場所及び山間地
- ② 自然災害のおそれのある区域(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり、雪崩等)

- (10) 創設にあつては、施設長(予定者)を確保していること、及び職員配置基準に適合していること。

3 選定要件

選定にあたっては基本要件に適合していることと併せて、次の要件も審査する。

優先整備案件は、(3)～(16)とし、地域における障害福祉サービスのニーズ、配置バランス及び整備計画の妥当性も含め、総合判断する。

- (1) 資金計画が的確なものであること。

- ① 建設自己資金の確保等に関する計画の的確性(補助金・借入金を除き、自己資金が原則として総事業費の1割程度確保されていること。)
- ② 借入金の確保等に関する計画の的確性(借入先、融資確約の進捗状況、担保物件、償還計画等)
- ③ 施設運転資金の確保等に関する計画の的確性(運営経費が2か月分以上確保されていること。)

- (2) 法人にあっては、その経営状況が安定しており、かつ、役員等が社会福祉事業等の趣旨を十分に理解していること。
- (3) 長期入院精神障害者など障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、共同生活援助や就労支援事業所等の整備を図るもの（停電時に備えた外部給電を受けるため必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を含む）を優先する。
- (4) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点整備を図るものを優先する。
- (5) 障害児関係施設にあっては、児童発達支援センター並びに主に重症心身障害児及び医療的ケア児を対象とする障害児通所支援に係る整備や、障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図る整備を優先する。
- (6) 利用者の安全性を確保する観点から、耐震化等が必要な施設等の整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）や危険地域からの移転整備並びに平成25年12月の消防法施行令等の一部改正によるスプリンクラー設備等の設置基準見直しに対応するための整備を優先する。
- (7) 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備を行うものを優先する。
- (8) 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うものを優先する。
- (9) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うものを優先する。
- (10) アスベストの除去等の整備を図るものを優先する。
- (11) 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うものを優先する。
- (12) 災害による断水時に飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うものを優先する。
- (13) 共同生活援助事業所の改修整備により、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うものを優先する。

- (14) 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るものを優先する。
- (15) 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うものを優先する。
- (16) 障害児入所施設に入所する１８歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うものを優先する。
- (17) 県内の障害福祉施策の均衡を図るため、地域ごとのバランスを考慮し整備すること。
- (18) その他、緊急性・必要性が高く、真にやむを得ない理由があると判断される整備であること。

C 児童福祉関連施設

児童数の推移及び各施設へのニーズを踏まえて対象者数を適正に見込んでおり、かつ、地域における子育て支援、児童健全育成又は児童養護等の拠点となる施設の整備を基本とする。特に、現在ニーズがありながら県内に設置されていない施設の新設及び老朽化した既存施設の改築を優先する。

1 対象施設等

(1) 整備対象施設は、次の①～⑯の施設とする。

- ① 児童館・児童センター
- ② 放課後児童クラブ室
- ③ 助産施設
- ④ 乳児院
- ⑤ 母子生活支援施設
- ⑥ 児童養護施設
- ⑦ 児童心理治療施設
- ⑧ 児童自立支援施設
- ⑨ 児童家庭支援センター
- ⑩ 児童自立生活援助事業所
- ⑪ 子育て支援のための拠点施設
- ⑫ 地域子育て支援拠点事業所
- ⑬ 利用者支援事業所
- ⑭ 小規模住居型児童養育事業所
- ⑮ 婦人保護施設
- ⑯ 病児保育施設

(2) 整備対象施設の整備区分は、次の表のとおりとする。

対象施設	整備区分
児童館・児童センター	創設、改築、増築、拡張、大規模修繕等
放課後児童クラブ室	創設、改築、拡張、大規模修繕、 応急仮設施設整備
助産施設	創設、改築、増築、大規模修繕等
乳児院	創設、改築、増築、大規模修繕等
母子生活支援施設	創設、改築、増築、大規模修繕等
児童養護施設	創設、改築、増築、大規模修繕等
児童心理治療施設	創設、改築、増築、大規模修繕等
児童自立支援施設	創設、改築、増築、大規模修繕等
児童家庭支援センター	創設、改築、大規模修繕
児童自立生活援助事業所	創設、改築、増築、大規模修繕等
子育て支援のための拠点施設	創設、改築、増築、拡張、大規模修繕等

地域子育て支援拠点事業所	創設、改築、増築、拡張、大規模修繕等
利用者支援事業所	創設、改築、増築、拡張、大規模修繕等
小規模住居型児童養育事業所	創設、改築、増築、大規模修繕等
婦人保護施設	創設、改築、増築、大規模修繕等
病児保育施設	創設、改築、拡張、大規模修繕等 応急仮設施設整備

2 基本要件

整備計画を策定するにあたっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 施設整備の必要性が十分であるとともに、用地が確保され、県が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が遵守され、又は遵守される見込みが確実であること。

(2) 施設整備の自己財源が明確に確保されていること。特に社会福祉法人が設置主体で、自己財源確保のため借入金がある場合は、その償還財源を含めた資金計画が適切なものであること。

(3) 次の施設については、市町村次世代育成支援行動計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）に位置づけられ、かつ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。

① 児童館・児童センター

ア 児童館の配置について、将来計画を作成していること。

イ 児童館・児童センターの役割を十分に考慮し、地域の実情を勘案した活動計画（開館時間、休日開館、放課後児童健全育成事業の実施、母親クラブ等地域組織によるボランティア活動への支援等）を作成していること。

② 放課後児童クラブ室

ア 放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備であること。

イ 地域のニーズ等を勘案し、開設時間や休日開設等が適切に設定されていること。

③ 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援事業所、利用者支援事業所

ア 地域のニーズ等を勘案し、開所時間や休日開設等が適切に設定されていること。

④ 病児保育施設

ア 病児保育事業を行うための施設であり、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める要件を満たすこと。

(4) (3) に掲げる施設以外の施設については、県次世代育成支援行動計画に位置

づけられ、かつ、入所児童数の適正な見込みに基づく入所定員であること。

(5) 施設の立地については、原則として次の地区等でないこと。

- ① 住宅地から著しく離れている場所及び山間地
- ② 自然災害のおそれのある区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり、雪崩等）

3 選定要件

選定にあたっては基本要件に適合していることと併せて、次の要件も審査する。

- (1) 児童館・児童センターについては、未設置市町村の創設を優先的に整備するものとし、地域の児童の居場所等の状況を踏まえ選定する。
- (2) 放課後児童クラブ室については、未設置学区又は大規模化の解消を図る整備を優先的に選定する。
- (3) 病児保育施設については、未設置市町村又は既存病児保育施設の受け入れ枠の拡大につながる整備を優先的に選定する。
- (4) その他の施設については、整備の必要性及び緊急性等を総合的に判断し、選定する。

D 生活保護施設

1 対象施設及び整備区分等

対象施設及び整備区分等は、次のとおりとする。

(1) 対象施設

- ① 救護施設
- ② 授産施設
- ③ 社会事業授産施設

(2) 整備区分

対象施設	整備区分
救護施設	創設、増築、改築、大規模修繕
授産施設	創設、増築、改築、大規模修繕
社会事業授産施設	創設、増築、改築、大規模修繕

2 基本要件

整備計画を策定するにあたっては、以下の要件を満たすこと。

- (1) 施設整備の必要性が適切であるとともに、現に救護施設、更生施設、授産施設、及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準が遵守されていること。
- (2) 施設整備の自己財源が明確に確保されていること。特に社会福祉法人が設置主体で、自己財源確保のため借入金がある場合は、その償還財源を含めた資金計画が適切なものであること。
- (3) 建設予定地については、以下のとおりとすること。
 - ① 事業主体の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は地方公共団体からの無償譲渡（貸与）予定であること。
 - ② 原則として抵当権等の所有権を制限する権利が設定されていないこと。
- (4) 施設の立地については、原則として次の地区等でないこと。
 - ① 住宅地から著しく離れている場所及び山間地
 - ② 自然災害のおそれのある区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり、雪崩等）

3 選定要件

選定にあたっては基本要件に適合していることと併せて、次の要件も審査する。

- (1) 創設にあたっては、施設長（予定者）の確保と職員配置基準に適合していること。

- (2) 老朽化による改築及び大規模修繕については、緊急性・必要性が高く、「真にやむを得ない理由があるもの」と判断されること。
- (3) 設置市町村と合意形成されていること（ニーズ、市町村計画との妥当性等）。
- (4) 法人にあっては、役員等が社会福祉事業等の趣旨を十分に理解していること。
- (5) 県内の地域ごとのバランスを考慮し整備するものであること。